

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は該当箇所順に掲載しています

No.	該当箇所	意見内容	理由	対応方針
1	総論	このような時期にタイムリーな報告書です。実現に向けて頑張ってください。		ご意見ありがとうございます。
2	総論	下水道の政策のあるべき方向性について、網羅的にまとまっているようで、高く評価させていただきます。 関係諸組織による今後の速やかな行動と目標の実現を期待したい。		ご意見ありがとうございます。 関係者との連携の下、施策の着実な実践を進めて参ります。
3	総論	都市政策、とりわけ都市基盤整備・維持における、下水道の重要性をもう少し強く訴えるような内容にしてもよいと思われる。現在の人、モノ、カネの不足の原因として、人材不足や財政ひっ迫に加え、他の主要な政策課題に比べて下水道の整備・維持管理が劣後していることも大きいと思われる。今後、人口減少が進むとその傾向が強まり、下水道施設・サービスの劣化が都市環境の悪化につながる可能性がある。米国では、人口減少によって空閑地の衛生状況が悪化しているという研究報告もある。重点項目Ⅱ-Ⅳのどこかで、下水道施設・サービスの重要性を確認し、縮退社会でも環境へのモニタリングを精緻化・強化するなどといった文言を少し強めに入れてもよいと考えられる。		ご意見ありがとうございます。ご指摘の通り、下水道の維持管理については縮退社会においてもしっかりと取り組んでいく必要があるとの認識の下、重点項目Ⅱ(4)において「マネジメントサイクルの取組みをより一層促しつつ、下水道の持続的役割を高めていくこととしています」
4	総論	施策について、スケジュールを具体的に記載したほうがより一層の加速化が図れると考える。(例えば、〇〇年度までに〇〇のレベルまで進める等)	具体的なスケジュールを全ての関係者(公共、学術機関、民間)が共有することによって、各施策の実施が加速されると考える。	施策の着手時期について、以下の3段階に分類しています。 (◎:直ちに着手する新規施策、○:逐次着手する新規施策、◇:強化・推進すべき継続施策)
5	総論	(2)項 管路施設として管渠延長だけでなく、マンホール/マンホール蓋の設置数の提示も必要と考えます。	今後、施設全体での維持管理・老朽化対策を進められていく中で、管路施設については管渠の延長(総延長47万km)だけでなく、マンホール/マンホール蓋の設置数(総設置数1,500基)まで、ストックとして明確化することで、正しい現状認識が図れ、適切な管理も期待できるため。	原案通りとさせていただきます。(重点項目Ⅱにおいて、ご指摘の点も踏まえて検討していきたいと思っております。)
6	総論	(7)省エネ・創エネ、資源利用 消費電力の分析に基づいた目標数値の設定	消費される電力のうち、必要な電力と不排水処理等のムダに消費されている電力がある。それぞれを明確にし、対策、対応を講じつつ、本来削減すべき目標数値を設定すべきと考える。	原案通りとさせていただきます。(重点項目Ⅱにおいて、「概ね20年で下水道事業における電力消費量の半減を目標として取り組んでいくことが重要としているところまで。')
7	総論	足元を固めること、基本的なマネジメント強化をすることがまずは最優先なのではないか。金銭的あるいは監督官庁が事業を継続するために先ずは必ず実施すべきことがあって、その上でより付加価値を高める議論ができるのではないかと。様々な施策が並列して記述されているのは見直されるべきではないか。		加速戦略では、下水道事業の持続性等を確保しつつ、関連する市場の維持・拡大を図ることで、新たな施策の展開へとつなげていく[スバイラルアップ]を基本方針としており、各施策については上記の観点からとりまとめています。
8	総論	アセットマネジメントについては言及すべきではないか。BCPMも大切ではあるが災害対応の強化と同時に平常時をしっかりとさせる必要がある。		原案通りとさせていただきます。(重点項目Ⅳ(2)(4)において、健全な下水道経営の確保に向けた経営改善やマネジメントサイクルのより一層の推進について、取り扱っています。)
9	総論	収支のバランス・料金水準の見直しについて記述すべきではないか。これらの見直しや改善を図る環境を整備することは地域の各事業においてははるかに優先度が高いのではないかと。		同上
10	総論	図3の中で、実線と破線の使い分けはどのような意味があるのでしょうか。図中に各線種の意味を記述していただきたい。		実線に統一しました。 なお、図は参考に移しました。
11	重点Ⅰ	「このような状況への解決策のひとつとして、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携が挙げられる。…」 の前に、 「このような状況への解決策の第一として、市民や国民との意識や知識や情報の共有があげられる。下水は人や生物の体内を通った場合には、決して汚いものではないはずである。なぜ汚水や汚泥と称されるのか。有害物質を濃縮し、有害微生物を増殖させる可能性があるからである。原発事故による放射能はひとつの実例だろう。したがって、下水は手間や費用をかけて常に監視・観察、測定して管理し続けなければならない。そのためには、下水成分として何が含まれ、どこへ行き、どうなるのかについて市民や国民との意識や知識や情報の共有が最重要となる。」 と入れ、 「このような状況への解決策の第二として、民間企業のノウハウや創意工夫を活用した官民連携が挙げられる。…」とする。		原案通りとさせていただきます。 (適切な水質管理については、引き続き下水道ビジョン等を踏まえ推進していきます。 また、このような水質管理を含め、下水道に対する理解、認識を深めるため、重点項目Ⅵに記載のような学校関係者との連携による環境教育の促進等を行ってまいります。)
12	重点Ⅰ	上記に加え、以下の一文を追加 「(1)市民や国民との意識や知識や情報の共有 ★下水処理前後や豪雨・災害の後における各下水道における下水成分の監視、測定、管理の研究と技術開発【技術開発・実証】 ★監視、測定結果をマップや表やグラフにして国民、市民と共有するための説明会や広報【場の創出・普及啓発】 ★下水成分の監視、測定、管理の研究と技術開発に取り組む機関の整備【制度構築・基盤化】 ★下水成分の監視、測定、管理と説明会や広報に取り組む地方公共団体への財政的支援【事業実施】」		同上
13	重点Ⅰ	「独自でモニタリングを行うことが困難な地方公共団体への支援手法の整備」が「◎(逐次着手…)」となっているが、「☆」の直ちに着手する新規施策ではないか	中小地方自治体は、下水道部局の職員数も少なく、職種も事務職のみが多く、モニタリングの重要度が高いと考えるため	まずは地方公共団体等へのヒアリング等を通じた具体的な必要性の整理を行うことが必要であるため、逐次着手としています。「逐次着手」は重要度が低いというわけではありません。
14	重点Ⅰ	「コンセッション方式に取り組む地方公共団体への財政的支援」とは具体的にどのようなものを検討されているのか、ご教授願います	例:コンセッション方式の検討に伴う可能性調査や、コンセッション方式を導入した施設の改築に伴う国費は100%付くのでしょうか。(改築費に国費を踏まえた、トータル事業費を検討する場合があるため)	現在実施しているコンセッション事業の導入に前向きな自治体に対する準備事業の支援等や社会資本整備総合交付金の重点交付等への維持・拡大を想定しております。ただし、今後財政局との調整が必要なため、具体的にはお答えできません。
15	重点Ⅰ	コンセッション方式の導入に対する、民間事業者への周知が必要ではないか	民間事業者側の体制として、コンセッション方式の導入に伴い民間事業者の需要が増大し、民間職員の増加が必要となるため、民間事業者への周知が必要と考える。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。「トップセールス、地方公共団体担当者説明会等、継続的な取組みによるコンセッション方式等への官民の理解促進」と修正しました。なお、各種勉強会等において民間事業者への周知も適宜行っているところです。
16	重点Ⅰ	(1)コンセッション事業等をはじめとする多様なPPP/PFIの促進 官民連携事業の要求水準書作成のためのガイドラインの作成	官民連携事業では要求水準とコストのレベルの適正化が重要なため、要求水準書のガイドラインを作成することが必要ではないかと。ガイドラインの作成により、要求水準書作成業務の期間も短縮できるのではないかと。	ご指摘の概念は「技術的・財政的支援」に含まれているため、現案通りとします。今後、PPP/PFI検討会や同分科会等を通じた議論においてその必要性を検討します。
17	重点Ⅰ	(1)コンセッション事業等をはじめとする多様なPPP/PFIの促進 「先導的官民連携支援事業」の拡充【強化・推進すべき継続施策】	地方自治体がPPP/PFIの導入検討を行う際、国としての支援を強化する為、現行制度の予算を拡充してはどうか。また、関係市町村の連携の取りにくい流域下水道事業でのPPP/PFI事業導入に特化するなど対策を講じられないか。	「強化・推進」にご指摘の概念は含まれているため、現案通りとします。
18	重点Ⅰ	(1)コンセッション事業等をはじめとする多様なPPP/PFIの促進 ○コンセッション方式に取り組む地方公共団体への財政的支援 財政面に限らず、継続的な人的支援を期待したい	中小の公共団体の大きな課題が人材の不足である。現在の課題への対応が手一杯の中で、新たな事業手法を学習し、導入に向けた内部調整を行う事に大きな困難がある。かつ担保会社等からの事業策定時に際も事業が軌道に乗るまでの人的導入支援や指導制度があると、より促進されるのではないかと考える。	ご指摘の概念は「技術的・財政的支援」に含まれているため、現案通りとします。今後、PPP/PFI検討会や同分科会等を通じた議論においてその必要性を検討します。
19	重点Ⅰ	(1)コンセッション事業等をはじめとする多様なPPP/PFIの促進 下水道施設の客観的な機能判断機関または制度の導入【制度構築】	包括委託、コンセッションの際、リスク分担の考え方から事業体と折り合いにくいのが「瑕疵担保」の考え方である。第三者判断や「症状固定」診断をする機関の必要性を感じている。かつ担保会社としても被保険者双方にとっても、この判断、診断に付保する保険が検討しやすくなるのではないかと。	ご指摘の概念は「リスク分担のあり方の整理」に含まれているため、現案通りとします。今後、PPP/PFI検討会や同分科会等を通じた議論においてその必要性を検討します。
20	重点Ⅰ	(1)コンセッション事業等をはじめとする多様なPPP/PFIについてです。 コンセッション事業のモニタリング支援について記載されておりますが、品質確保の観点からも中立的立場(第三者)の監査法人等が必要であると思えます。事業の適正実施の観点からもモニタリングの監査基準や制度化について記載することはいかがでしょうか。	コンセッション事業遂行上の透明性、公平性、品質確保の観点からもモニタリング支援を充実させるべきかと考えます。そうでなければ下水道処理システムの必要性が担保できなくなるかと考えます。	ご指摘の概念はモニタリングを行うことが困難な地方公共団体への支援手法の整理」に含まれているため、現案通りとします。今後、PPP/PFI検討会や同分科会等を通じた議論においてその必要性を検討します。
21	重点Ⅰ	官々連携、すなわち広域化・広域連携も言及したい。基本的には各々の事業者には単独で持続可能にすると、官民連携(民と連携)、官々連携(官どうしの連携。流域との連携を含む)、これらの複合がある。		広域連携や協働発注については、重点項目Ⅲ及びⅦについて記載しているため、現案通りとします。
22	重点Ⅰ	他のインフラとの連携を考慮したい。今回書けない場合には次回には是非に。例えば上水道事業との連携や道路事業との連携。		他インフラ間の連携については重点項目Ⅶに記載しているため、現案通りとします。

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は該当箇所順に掲載しています

No.	該当箇所	意見内容	理由	対応方針
23	重点 I	官民連携事業 (PPP/PFI) を推進するためには、官民のイコールフットイングが重要であるとする。(例: ①税制度、②金利制度、③料金設定制度など)	以下の官民格差を解消することで官民連携事業が推進できると考える。①税制度… PPP/PFI導入検討など行う上で重要なVFM算出において、施設、事業に係る「税制(固定資産税など)」が民の方が不利である。②金利制度…同様に、資金調達において「官民の金利格差」があり、民の方が不利である。③料金設定制度…民が料金改定における議定承認を取るのには非常に困難。	リスク分担のあり方に加え、「地方公共団体の関与」を適切にし、その中で整理することとする。なお、ご指摘の点については、今後、PPP/PFI検討会や同分科会等を通じた議論においてその必要性を検討します。
24	重点 I	官民連携事業 (PPP/PFI) を推進するためには、会計検査の受検対応に関する制度改革が必要であると考える。	地方都市における下水道事業運営事業体において、会計検査受検は大きな心理的負担となっている。PPPを促進するのであれば、会計検査を地方公共団体、日本下水道事業団だけでなく、民間でも受検が可能となるように法整備を整える必要がある。これにより、PPP導入に対するハードルが下がり、PPP事業の実施を望む下水道事業運営事業体数(特に中小規模団体)が増加していくと考える。	同上
25	重点 I	官民連携事業 (PPP/PFI) を推進するためには、①適正なリスク分担、②ライフサイクルコスト(LCC)低減の重要性を再確認、③単なる価格交渉の抑制が必要であると考える。	以下の考え方について方針を出すことにより、官民連携事業が進むと考えられる。①下水道事業に対する地方公共団体の責任を明確にし、官民の適正なリスク分担の方向性を示す。(例えば、雨水、管路のリスク)②現在の財政が苦しいためにインフラコスト低減を優先する傾向が見受けられるが、長期間のLCC低減の意義を明確に示す。③民間企業が魅力を感じるように、単なる価格勝負ではなく良い技術は技術点で評価することを統一方針とする。	同上
26	重点 II	「下水道へのオムツ受け入れ実現に向けた検討」について。この記述では、家庭レベルでの受け入れを想定しているように読み取れます。しかし、このような新しい下水道の機能の検討は、病院や介護施設など事業所でのオムツの処理という段階から始めるのが現実的です。	事業所での受け入れならば規制もしやすく、効果も大きいです。家庭段階での下水道へオムツを受け入れることは、事業所で検証してからでも遅くはない。	原案通りとさせていただきます。(オムツの受け入れについては、下水道への影響等を考慮しつつ、慎重に検討を進めていくこととしています。ご意見については、今後の検討を行う上での参考とさせていただきます。)
27	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 エネルギー生産関連に関する補助制度	下水のエネルギー利用やリンの有効活用を行うための施設の建設費、維持管理費が大きく、経済面で難しいことが多い。電力のFITプランのように生産するエネルギー等に対して補助金があると事業の推進が加速すると考える。	原案通りとさせていただきます。(現在もエネルギー化施設の建設費については、社会資本整備総合交付金等での支援対象となっております。ご指摘については今後の検討にあたっての参考とさせていただきます。)
28	重点 II	(1) 住民の生活利便性の向上 感染症リスク発信	ノロウイルス等、具体的なリスクを明確にし、感染リスクに対する標準化をすべきと考える。	原案通りとさせていただきます。(流行の早期感知と情報発信に係る衛生・医療部局との連携に資する検討等を進めてまいります)
29	重点 II	(1) 住民の生活利便性の向上 ディスプレイについて	下水管渠調査、実証実験をよく留意して検討して頂きたい。破砕物が終末処理場までより着け、集約処理でき、効率は良く、資源活用できることは理解できるが、中継ポンプ場で除去されたり(回収に手間がかかり、非効率)、合流下水において、降雨時に河川放流されたりすると非衛生的である。	オムツ受け入れの検討にあたっては、ご指定の環境への影響についても、慎重に検討していくこととしています。ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。
30	重点 II	(1) 項 基本的な施策に「マンホール蓋を媒体とした住民生活利便性向上」に繋がる情報発信や企業広告活用の仕組み作り」の追加検討をお願いします。	マンホール蓋に地理情報や災害避難に関する情報を付与することで、住民の生活の利便性向上が期待されます。また近年は企業広告への活用要望が増えています。また、屋外広告条例等の制約もあり、企業広告活用を促進する制度構築も必要と考えます。	「下水道施設や水処理など」に悪影響を及ぼさないための下水道への受け入れ基準検討、費用負担の考え方の検討」
31	重点 II	重点項目 II タイトルを「下水道の価値向上」に変更してはいかがでしょうか?	内容としては、目的以降に記載している「下水道の有するストックや資源を活用し、下水道全体の価値を向上させること」を思いますが、項目名として長くなるので他の項目と合わせて「下水道の価値向上」にすることを提案します。また、付加価値とすると「追加的なイメージ」があり、下水道全体の価値は「本来価値」下水道のポテンシャルをフルに発揮すること」と認識しています。	原案通りとさせていただきます。(重点項目 II においては、「下水道の付加価値向上」について記載しているものです。)
32	重点 II	下から8行目 「……下水道へのオムツ受け入れ実現……」とあります。今後、加速戦略の対外的公表にあたり、一部国民から「下水道に紙オムツをそのまま流しても大丈夫になったんだ!」と勘違いされないように、報道依頼において表現に十分御配慮いただければ幸いです。(加速戦略案の内容に対する意見ではありません)	加速戦略の報道にあたり、新聞社は「下水道でのオムツ受け入れ実現!」というような見出しを掲げ報道する可能性があります。すると、国民の中には「紙オムツをそのまま水トイレに流しても大丈夫になったんだ!」「それじゃあ、このまま流してしまえ!」というように勘違いする方が出てくるかもしれません。そうなると、下水管を詰まらせる事案が全国で多発することも考えられます。あくまでも「検討段階」であることが国民に正確に伝わるよう御配慮願います。	ご指摘を踏まえ、発信方法については慎重に検討してまいります。
33	重点 II	「下水道へのオムツ受け入れ実現に向けた検討」を行うこととしているが、検討するほどの付加価値があるのか疑問を感じる。(オムツが下水道に与えるインパクトは大きいのか。)	生ごみディスプレイの普及も今一つの現状で、紙オムツの下水道受入は唐突感を否めない。まずは生ごみのディスプレイ普及に注力すべきではないかと考える。	高齢化社会の進行に伴い、大人用紙オムツの出荷額が子供用紙オムツを超過するといった社会情勢の中で、ニーズは高いものと考えております。
34	重点 II	下水道の価値向上の施策に以下を追加すると良いと考える。 ・学生への教育(P25掲載の内容) ・外国人観光客へのPR	将来下水道使用料を負担する世代が若いうちから下水道の価値を知り使用料負担を覚悟する環境を創出することが必要と考える。また、急増する外国人観光客が下水道の価値を知ることによって国内の下水道普及につながり、結果として世界的なエコ活動貢献につながるかと考える。	学生への教育については、重点項目Ⅵで記載しています。 また、海外への下水道の価値の発信については重点項目Ⅱ 2. (3)の相手国政府との連携による普及啓発にて進めていくこととしています。
35	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 上から2行目 下水道は「管渠・水処理場」等のと変更してはいかがでしょうか?	下水道のストックとしての管渠の重要性は理解しますが、基本的な施策の多くの項目は「水処理場の資源循環拠点化」することにより達成可能と考えられるので、下水処理場も追加していただきたい。将来的に、人口減少下には分散処理化が進み、管渠のストックは減少するかも考えています。	ご指摘を踏まえ、「管渠・埋入処理場」を修正しました。
36	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 上から9行目 「下水道は下水中有機物や下水熱として大きなエネルギーポテンシャルを有している」と変更してはいかがでしょうか?	新下水道ビジョンでは水・資源・エネルギーの集約・自立・供給拠点化の中で「水、下水汚泥中の有機物、リン、下水熱」をポテンシャルとして挙げており、表現を合せことを提案します。(なお、下水汚泥中の有機物が「下水中の有機物」が適切と認識しています。) 【出典:新下水道ビジョン p4-106】	ご指摘を踏まえ、「第1下水道をめぐると加速戦略の基本方針」(7)において、以下のとおり修正しました。(下水汚泥中の有機物や下水熱は大きなエネルギーポテンシャルを有しているが、)
37	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 上から11行目 記述の入れ替え 「そのため、下水汚泥エネルギー化率30%(平成32年度末)の目標を達成するとともに下水道施設の省エネ化や」と変更してはいかがでしょうか?	前の課題の記述に併せて、まずは数値目標を記載する。(下水汚泥エネルギー化の施策、消化ガス発電や汚泥焼却発電の導入促進も記載) 新下水道ビジョンの具体的な数値目標である「下水汚泥エネルギー化率:10年後約35%」を大幅に下回っており、加速することに異論は全くありませんが、具体的な加速施策を提案すべきと考えます。具体的な施策の「創エネ技術の普及展開・導入支援」と、そのための検討体制強化」に關係すると思われるが、体制強化の次のステップを考慮すべきと考えます。	ご指摘を踏まえ修正しました。
38	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 上から13行目 「下水道のエネルギーポテンシャルの活用によりエネルギー自立化を目指す」とともに、概ね	流入水中の有機物のエネルギーポテンシャルは、下水処理場での使用電力量を上回ると言われており、まずは積極的な有機物回収によりエネルギー自立化を目指すべきと考えます。(おそろく、トップランナーから)エネルギー自立化については新下水道ビジョンにも記載されており、格好の目標となると思います。 【出典:新下水道ビジョン p4-106】	原案通りとさせていただきます。(長期の目標としては、「概ね20年で下水道事業における電力消費量の半減を目標として取り組んでいくことが重要」と記載しております)
39	重点 II	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 上から18行目以降 されているが、「これは国内でリン肥料使用量の3割近くを占めている。」肥料等として有効活用されている…	下水処理場で回収されるリンは「肥料としての利用」を想定していると考えられるので、そのポテンシャル(約3割)として表現したほうが説得力があると考えます。地方の小流域での試算では、下水処理場流入リン負荷量はリン肥料使用量の約4割に相当していました。(回収率を考慮すると1割程度まかなえる) なお、輸入量のデータは、新下水道ビジョンの55.5万トンではなく、国交省下水道部のHPの約40万トン(2014年)だと思いますので、2014年現在と追記したほうが良いかと思えます。なお、最新のデータでは輸入量はさらに減少し、リン鉱石の国別別では中国と南アフリカがほぼ同じ24%となっています。「中国・アフリカ島」の表現の方が、遠くから輸送しているイメージが伝わるかとも思えます。 【出典:鉱物資源マテリアルフロー2016 リン】	ご指摘を踏まえ、第11.(7)を以下のとおり修正しました。 肥料等に用いられるリンは、穀物需要の増加等により世界的に需要が増大している一方、日本ではリン鉱石の全量中国やアフリカ・中東等からの輸入に依存。輸入している全量(約40万トン/平成26年)、リン鉱石以外も含むの割合(約70%)が「下水処理場」に流入しているが、有効活用されているリンはそのうち1割程度。
40	重点 II	2. 基本的な施策 (2) 資源・エネルギー利用の促進 上から4行目 最適化に向けた技術的検討(「下水道処理場モデルの構築と各種施策の事前検討等」)と下水道施設の…	各下水処理場の機能や地域特性に応じた技術的検討の重要性には全く異論はありませんが、具体的なアプローチ法を提示したほうが取組み易いと考えます。欧州ではプラントワイドモデルが改築・更新時の検討に加え、運転管理時の事前検討にも利用されており、国内積極的に導入すべきと考えます。また、運転管理の検討には流入水質の変動の把握が重要であり、「流入下水の水質情報」はリスク情報に限定されるものでもないと思われず。(p12 下から3行目)	原案通りとさせていただきます。(ご指摘の点については今後の検討にあたってご参考とさせていただきます。)
41	重点 II	(2) 資源・エネルギー利用の促進 省エネ・創エネ技術の普及展開・導入促進	汚泥の有効利用先で事業者が提案を求めるケースは事業者のリスク負担が大きく、入札参加へのハードルが高い。	原案通りとさせていただきます。(ご指摘の点については今後の検討にあたってご参考とさせていただきます。)
42	重点 II	(2) 資源・エネルギー利用の促進 省エネ・創エネ技術の普及展開・導入促進	新しい省エネ・創エネ技術と導入時に、従来の設備を維持するよりもコスト的なメリットがある若しくは遜色ないと試算されれば、設備の耐用年数が未達でも改築・更新を認める制度を設ければ良いのではないかと?新しい技術を導入したくとも設備の耐用年数に達していないことから、事業を実施できない自治体がある。	原案通りとさせていただきます。(下水道施設の改築については「省エネ機器の導入等」により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合)等においては、交付対象とすることを考えております。)

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は該当箇所順に掲載しています

No.	該当箇所	意見内容	理由	対応方針
43	重点Ⅱ	(2)資源・エネルギー利用の促進 許認可、交付金の面で更なる管轄省庁間の連携強化	地域バイオマスの処理については、その処理対象物に応じ、環境省、国土交通省、農林水産省等がそれぞれ予算を保有しているが、その複合処理施設を整備する際には、交付金を円滑に申請できるようにする環境整備が有効と考えられる。バイオマス産産都市選定等で、関係各官庁が連携しているが、更なる活動の推進が有効と考えられる。	原案通りとさせていただきます。(ご指摘の点については今後の検討にあたってご参考させていただきます。)
44	重点Ⅱ	(2)資源・エネルギー利用の促進 再生水供給設備の設置などの取組促進	処理水再利用は世界水ビジネス市場に参画する上で競争力を磨くべき技術分野である。そのためにも国内での再利用を促進すべきと考える。	ご意見を踏まえ、以下の通り修正しました。 【再生水供給設備等の整備の促進【事業実施・好事例の水平展開】
45	重点Ⅱ	(2)資源・エネルギー利用の促進 国家プロジェクトとしての位置付け	例えば、世界的なリンの枯渇、価格高騰に際して、国家プロジェクトとして「リンの備蓄」を検討したらどうか、肥料の必要エリア、必要時期、肥効性もまちまちであるので、肥料と限定するよりは、リン酸として備蓄したほうが使用用途、販売先が期待できるのではないかと。	原案通りとさせていただきます。(ご指摘の点については今後の検討にあたってご参考させていただきます。)
46	重点Ⅱ	(2)資源・エネルギー利用の促進 抜本的なエネルギー循環の枠組み設定	エリア毎にエネルギーの循環利用方法は違うので、何が最適か考えるべきと思う。下水道施設はその中心となるべき施設だが、廃棄物処理、し尿、間伐材、農業廃棄物、家畜糞尿など地域バイオマスとしてどのような形が最も経済的に資源循環できるかどうか立案サポートが必要であると考えられる。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 【(Ⅱ.2.(2)「下水道処理場の地域バイオマスステーション化」等、地域における最適な資源・エネルギー利用に向けた重点的な支援)】
47	重点Ⅱ	資源・エネルギー利用の促進とあるが、地方公共団体に具体的なインセンティブを与える必要があると考える。(例：資源・エネルギー利用を促進する事業には補助率UP等)	広く促進するためには、地方公共団体の財政難を補助することが重要と考える。	原案通りとさせていただきます。(地方公共団体に具体的なインセンティブを与えることは重要と考えており、取組にあたって参考させていただきます。)
48	重点Ⅲ	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 汚水処理システムの最適化…優先すべき下水道施設の老朽化対策	P5にあるように管渠、処理施設の老朽化は深刻な問題である。P14の汚水処理システムの最適化において、下水道ネットワークの構築、処理施設の統廃合を最も経済的に行う事ができるよう検討すべきと考える。	原案通りとさせていただきます。 (汚水処理システムの最適化の取組の一つとして、施設の統廃合がありますが、ご意見のとおり施設の改築更新を契機に経済性等を勘案して実施されるものと考えております。ただし、人口減少等事業運営に係る様々な課題を踏まえて、改築更新時の施設統廃合検討や、執行体制の検討など最適な汚水処理システムに向けて様々な検討を行う必要があると考えており、原文の表現とさせていただきます。)
49	重点Ⅲ	(2)施設規模・執行体制の最適化(広域化・共同化) 「☆都道府県主導により…、」→「都道府県が管内市町村の相談に乗り易いように、」	市町村が国よりも近い存在である都道府県に相談できるような支援策の拡充が必要ではないかと。もしくは、国の地方整備局の窓口を拡充する方法も考えられる。(本省に直接相談しに行く必要がある場合は、費用負担が重い自治体も考えられる)	原案通りとさせていただきます。 (広域化の取組を市町村自らが発議・調整する場合は、都道府県・国は、相談に応じて技術的な助言等を行っているところですが、広域化をさらに推進するためには、都道府県が主導して市町村に対して検討のきっかけ作りを行うことが必要と考えていることから、原案通りの表現とさせていただきます。)
50	重点Ⅲ	(2)施設規模・執行体制の最適化(広域化・共同化) 四次元流総	4つの軸に対する重みづけ、優先順位を明確にし、具体的な数値目標を設定すれば、メーカーの技術開発の判断、開発スピードが促進されると思う。	原案通りとさせていただきます。 (計画策定促進に向けて、機動性の高い制度の運用を図って参ります)
51	重点Ⅲ	古い下水道は何十年も更新されていないので、機能に関しては敷設当時から大きく向上してはいるが、下水道が古くから供用されている都市部においても一部の地域を除くと利用人口の減少が進むため、維持管理だけではなく建設された当時の思想ではない新しい今後の時代を見据えたものに刷新を進めた方がよいと思う。例えば、流す以外の他機能追加や災害への対応については、都市の価値を向上させる事でもあるので新しい下水道に創り直す良い機会かと思う。下水道等のインフラは時間軸が一般的な工業製品とは異なるが、技術革新の適用が遅れてしまうと社会的な損失が大きくなってしまおうと思う。	参考文献：「人口減少下のインフラ整備」宇都(編)東京大学出版会2013	ご意見ありがとうございます。 下水道は管渠等のストックや処理水・汚泥等の資源を有し、これらの有効な活用により生活者の利便性や地域経済に貢献することが可能であることから、下水道の付加価値向上に向けた取組を進めることとしております。
52	重点Ⅲ	社会構造の変化に対応し、持続的発展が可能な社会構築に向けた戦略の基本方針で触れられていますが、汚水処理システムも含む下水管理の根幹は下水道・汚水・雨水の確実な分水制御にあり、これを司る量的制御技術(施設の開発・導入が現時点でも未解決です。導入技術の最適化では、合流改善の初步的課題である適合最適化やOSO問題解決等の実質的な解決が重要であり、確実に機能する量的制御設備なくして如何なる高機能の設備(施設)がB-DASH等で開発されても、下水道システム上で要の量的制御設備の精度が従来のままでは「空の持ち腐れ」と不透明な事業投資」との評価は避けたいと思います。このため、合流改善事業の原点も視野に入れた量的制御施設の技術改善も「導入技術の最適化」に加えたらいのではありませんか。	「合流式下水道越流水(CSO)対策研究(1996年 下水道新技術機構)等で、CSO対策の取組課題は①計画進捗率の正確な分水制御、②有機ゴミ等の雨天時経流防止、③等としており、④以外ではSPRINT21等で解決したがる下水水量制御は従来技術の延長で、豪雨時等は計画進捗率の倍増を要する。⑤の改善がなれぬ場合は、適合最適化やノンポイント汚濁負荷対策等は困難で、将来において事業投資の透明性の説明責任問題も生じかねません。また、「効率的な合流式下水道緊急改善計画策定の手引き(案)」(H20/3 国交省)でも合流改善事業で量的制御施設の性能改善には触れられず、管路分岐化、雨水分離化、部分分離化と高コストの従来の下水道システムの延伸技術のみであり、事業投資や効果の透明性と効率的で持続的発展が可能な社会資本形成とは評価し難いという見方もされる場合もあり、下水道システムで根幹の①項改善も重点項目Ⅲ・2(3)に規定するのが妥当と考えました。	原案通りとさせていただきます。 (合流式下水道については、現在、下水道施行令への対応を現在行っている、あるいはこれを完了した状況です。ご指摘の点については今後、検討を行う際の検討とさせていただきます。)
53	重点Ⅲ	(施設規模の最適化) 施設の統廃合または機能別半統合 施設の統廃合は、統合による施設の完全廃止の選択の他に、し渣処理・汚泥処理部分のみを統合する半統合も選択肢に含めるべきである。(し渣と汚泥は破砕混合した後、近隣処理場まで圧送する。既存の排水処理施設を、サテライト下水処理場のように活用するイメージ。)	完全な施設の統廃合は、廃止側の処理場に接続される下水管きよを遊休施設化するのみならず、統合のために新たな下水管きよを建設する必要性が生じる。省人化が可能な排水処理方式を採用し、人的操作が必要となるし渣・汚泥処理を無くすることができれば、LCCを完全統廃合に比較して低減できる可能性があると考えられる。	原案通りとさせていただきます。 (施設の統廃合については、一部施設を統合するといった地域の実情に応じた形態があるものと想定しております。原案の表現は、これらの形態も含むと考えているため、原案通りとさせていただきます。)
54	重点Ⅲ	B-DASH等を活用した人口減少等社会情勢の変化に対応する技術開発の促進とありますが、普及等を行う上で、発注自治体に対してインセンティブが働く仕組み(例えば、補助率UP等)の構築が必要であると考えられる。	B-DASH等でのガイドライン策定があっても、1~2件程度の案件となっており、B-DASH事業自体の必要性が問われるのではないかと考える。中長期的な効率化(LCC最適化)の視点により、実証事業で効果のあったものの「交付金要件化」も必要と考える。	技術の普及については非常に重要な課題と考えており、本文「重点項目Ⅱ」において、「下水道技術ビジョン」を踏まえた省エネ・創エネ技術・資源利用技術の基礎研究レベルから実用化段階までの技術開発、普及展開・導入促進及び、そのための施設体制強化として記載しているところであります。
55	重点Ⅳ	IV.2(2)について、下水道排水施設維持管理業務従事者に対し下水道法第22条2項を適用させるための政令改正を検討内容に含めていただきたい。「排水施設維持管理技術者に関する下水道法施行令の見直しと基準整備」	下水道法第22条の2「公共下水道管理者は、公共下水道の維持管理のうち政令で定める事項については、政令で定める資格を有する者以外の者に行なわせるはならない。」「は施行令第15条の2により、処理施設の維持管理において運用されていますが、排水施設の維持管理には適用されていません。平成27年の法改正で排水施設の維持管理も法に位置づけられていますので、これを適切に実施するために、施行令第15条の2に排水施設も加えるべきだと考えます。また、マネジメントサイクル確立に向け今後増加する排水施設の定期的な点検等維持管理業務を適切に実施するためには、現場で点検・調査データをいかに正確に採取するかがポイントとなります。排水施設の維持管理技術者の人材育成・技術力の維持向上並びに地位向上には、法の下に定められた技術者であるという地位を確立する必要がありますと考えます。	原案通りとさせていただきます。 (重点項目IV.2(2)において、「信頼性確保のための資格制度のあり方検討」を記載しています。)
56	重点Ⅳ	マネジメントサイクルの確立については大いに必要であると思います。腐食環境下の施設は5年に1回以上の点検が義務付けられていますが一般環境下の施設についても明確な期間を定める点検の義務付けが妥当と考えます。また収集した記録のデータベース化も義務付けをすることにより、的確なマネジメントサイクルが構築できるとも考えます。	一昨年の法改正により腐食の恐れの大きい施設については5年に1回以上の点検が義務付けられました。しかしそれ以外の一般環境下の施設については管理者の判断により点検周期等を計画することがなっています。老朽化が進む中、点検と修繕をこまめに行う事で対策に至るまでの時間が稼げることや事故の未然防止、トータルコストの削減等に寄ることから一般環境下の施設についても点検周期に一定の期間を義務付けることが必要とされます。また、一般環境下の施設の点検記録のデータベース化も義務付けると、確かなマネジメントサイクルを構築することが可能となると考えます。腐食環境下だけでなく、一般環境下も含めたすべての管路施設のストックマネジメントを行うことで施設の延命、事故の未然防止を図るべきと考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (…点検・診断・修繕・改築に関するガイドラインや具体的な基準を策定、改定)
57	重点Ⅳ	1. 目的、現状の評価、加速すべき理由 定量的な基準やガイドラインの確立	点検、修繕、改築計画についてわかりやすいルールを作る必要がある。包括委託、コンセンションの際も基準、ガイドラインがあれば、リスク分担の観点からも有益であると考えられる。	同上
58	重点Ⅳ	(Ⅰ)項 基本的な施策の「☆中小市町村向けに～技術的支援を実施【基準化】」を実施の際は、下水道台帳へマンホール蓋の属性情報項目の追加が必要と考えます。	マンホール蓋は下水道台帳への記載義務がなく、管理項目が自治体により様々であり、また、道路舗装工事に伴いマンホール蓋のみ更新されても、履歴が残らず今後の維持管理が非効率になることも懸念されるため、台帳管理システム標準仕様・導入手引き等に、マンホール蓋の標準的な属性情報を明示していく事が必要と考えます。	原案通りとさせていただきます。 (ご意見を踏まえて今後の施策に取り組んで参ります。)

パブリックコメントで頂いたご意見と対応方針

頂いたご意見は該当箇所順に掲載しています

No.	該当箇所	意見内容	理由	対応方針
59	重点Ⅳ	(1)維持管理を活用した新たなマネジメントサイクルの確立についてです。 中小市町村向けの下水道台帳や維持管理情報等のデータベース化に対する技術的支援についてです。 安価で簡易操作が可能な下水道台帳システムをモデル化して提供すべきと考えます。また、管路情報の入力データを必要最小限にするような取り組みも必要と考えます。 (日常管理に必要なデータ、ストマネに必要なデータ、災害時等に必要なデータがあるはず)です。目的に合わせて段階的にデータ構築すればよいと考えます。 基準を作っても下水道台帳を起点とするマネジメントサイクルは回らないと考えます。	高額な下水道台帳システム導入について疑問を感じております。各航測系会社や水コン各社が構築し販売している下水道台帳システムです。毎年のように発生するデータ更新とOS・システム更新を伴うような高額な下水道台帳システムが自治体のお荷物となり実運用できていない状況。導入自体ができない意見を聞くことが多々あります。特に10万人未満の自治体では、職員数も削減されて下水道台帳システムの運営管理事態が機能していないことがあります。 ひとつの対策として公表されている数値地図データを背景図として活用でき基図の更新が不要で拡張性の高い簡易GISソフト(東京カーグラフィック社の「地図太郎」)、Googleマップを活用し必要な管路データだけクラウドにて登録管理すればもっと手軽で安価な下水道台帳システムが構築できると考えます。 専門職員の乏しく予算の少ない中小自治体の下水道台帳システムの導入方法、管理方法について官民の横断的な議論が必要と考えます。 ↓ 地図太郎の紹介。 https://www.tcgmap.jp/software/chizutaro/#	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (「例：先進事例を踏まえたマニュアル策定等」を追加)
60	重点Ⅴ	(2)国内・国外一体となった戦略 ○現地ニーズを踏まえた本邦技術の海外実証の実施及び現地基準等への組み入れ ⇒ 現地基準を日本基準/水準に改変する取り組みを期待したい	現地基準を所与とした場合、一般的な本邦技術は過剰品質となり採用が難しい。 「高からう・良からう」が採用される必然性=当該国基準を生成する活動が必要と思われるため。	原案どおりとさせていただきます。(日本の基準を相手国にそのまま適用することが最速であるとは限らないため)
61	重点Ⅴ	(2)国内・国外一体となった戦略 更なるLOCCに重点を置いた事業者提案内容評価の実施。	海外マーケットの開拓にあたっては、性能発注への対応が重要と考える。日本国内においても、よりLOCCに重点を置いた評価基準とすることが重要と考える。	今後の検討にあたってご参考させていただきます。
62	重点Ⅴ	(2)国内・国外一体となった戦略 現地ニーズについて	現地ニーズと日本の技術水準が整合していない状況で、価格戦略を他国のエンジニアリング会社に負けている。現地ニーズを引き上げるために、まずコンセプトを提案し、日本製下水道施設の重要性、機能性、強靭性など十分に理解納得してもらう方が重要だと思ふ。そうでなければ、価格競争の域を出ないと思ふ。	今後の検討にあたってご参考させていただきます。
63	重点Ⅴ	(1)推進体制の整備についてです。 GCUS加盟企業を中心に、本邦技術・製品の優位性(例えば省エネ性や強靭性等)をアピールするためのカタログやパンフレット(英語、適宜スペイン語、フランス語、ロシア語等話者人口の多い言語)を再整備して冊子化し、現地大使館やJICA現地事務所等に配布したりGCUSホームページ等で公開すべきと考えます。文面として例えば以下はいかがでしょうか。 【〇本邦技術の優位性を世界にアピールできる紹介資料の整備【技術営業基盤整備】】	GCUS加盟企業はいずれも英語による2ページ程度の会社、自社技術の紹介資料を提出しており、これらをまとめた紹介資料も存在しますが、個別の技術に関して、従来技術や他の先進国にも存在するような技術との差異まで落とし込んだ情報になっておらず、現地の政府や関係機関関係者が目にした場合にも真の深い技術であることは認識できるもの、具体的に導入等を検討できるものでありません。これが(3)でも挙げられたような本邦技術のスペックインについても弊害となっています。計画段階等でスペックインができていないためにコスト競争となり、どんなに省エネ性によるライフサイクルコスト(LCC)の優位性をアピールしても初期コストだけで他国企業に負けてしまう状況です。左記の整備により相手国関係者が積極的に本邦技術を導入しようとするための素地を構築できるものと考えます。また、各社の現地営業拠点にとっても政府推奨の技術としてアピールがしやすくなります。	原案通りとさせていただきます。(2)「(2)下水道グローバルセンターを活用した海外下水道市場に関する調査・情報提供機能の強化」の中で読めるため)
64	重点Ⅴ	(3)効果的なマーケット拡大・案件形成の加速についてです。 これを現実するには「トップセールス」や「サイトセールス」さらには現地大使館やJICA現地事務所等の有効な活用が重要です。影響力の大きい政治のリーダーシップによる相手国政府等のキーマンへの直接的働きかけ、長期駐在により現地人脈も構築済みであり、またキーマンと話す機会も多い大使館、JICA関係者、現地機関への専門家としての出向者等によるアピールは大きな力となり、またアピール機会が創出されます。つまり文面として例えば以下の項目の追加はいかがでしょうか。 【〇「トップセールス」や「サイトセールス」、さらには現地の日本政府関係者による日本製品の売り込み強化】	貴部作成の「下水道分野の国際展開について」 (http://www.mit.go.jp/common/000124234.pdf)では「トップセールス」(政治のリーダーシップにより、相手国政府等のキーマンに直接的働きかけ)、「サイトセールス」(相手国関係者を日本に招き地方公共団体の現場を活用しつつPR)による日本企業の売り込み強化を謳われており、近年多く実施されてきています。この取り組みを有効なものとし、さらに現地の日本政府関係者の活用も合わせて強化・推進すべきものと考えます。 本邦企業(特に上下水道関連企業)の現地法人等の営業拠点の構築や海外営業への出資には限界があるため、まず現地ニーズを何らかの形で把握したい。しかし現地へのチャンネルがないというケースが多々あります。現地のニーズや関心を貴省やJICA発注による調査のみでなく政府レベルで確認した上で、各企業の自動努力の動機付けにもつなげることは有効なプロセスだと考えます。	原案通りとさせていただきます。(大使館等、現地の日本政府関係者の取組については、既に外務省等で実施中であるため)
65	重点Ⅵ	線状降水帯などの影響で時間100mmを超える大雨が頻発しています。したがって、従前の雨対策だけでは国民の災害対策ニーズを満たせていない現状があります。そこで、リスク移転の観点から洪水保険を検討していただきたい。	火災保険や地震保険があるように洪水保険があれば、早めの避難もできるし、復旧も早まります。	原案通りとさせていただきます。 (施設規模を上回るような降雨に対するソフト対策の一環として、いただいたご意見については、今後の検討を行う上での参考とさせていただきます。)
66	重点Ⅵ	(2)カメラやSNS情報等を活用した雨水管理の推進 (中略)水位計に加え、カメラやSNS情報等を活用した浸水情報等の収集による効果的な雨水管理の実施支援	SNS情報を雨水管理のための情報収集として活用するのは危険ではないか。気象観測会社のデータ情報等収集する情報は客観的なものでなければ、管理に混乱を招く可能性があるのではないか。	原案通りとさせていただきます。 (記載しているような地域住民や事業者と連携した浸水情報の収集に関する検討のなかで、ご意見を参考にしながら、地域住民との連携、リスク情報に関する情報発信について検討していきます。)
67	重点Ⅵ	(4)項 基本的な施策に「民間施設によるマンホールトイレ整備に資する制度の構築」の追加検討をお願いします。	地震対策として、各自治体では指定避難所となる小中学校や防災公園へマンホールトイレ整備が進められているが、指定避難所に避難できない人も多いため、民間施設である病院、介護施設、マンション等を指定避難所の補充場所と位置づけ、マンホールトイレを整備するための支援(間接的な補助等)が必要と考えます。	原案通りとさせていただきます。 (マンホールトイレを整備する施設として、地域防災計画に位置づけられた一定規模以上の防災拠点、避難地を交付対象施設としており、まずは当該施設への優先的な整備に対して支援しているところです。H29年度からは、敷地の規模要件を1.0haから0.3haに緩和することで、当該施設におけるより一層の整備促進を図っております。ご意見については、今後の参考にさせていただきます。)
68	重点Ⅶ	Ⅶ.2(1)について。排水施設の維持管理業者の育成並びに業界の成長発展のため、排水施設維持管理業の許可もしくは登録制度の構築を検討していただきたい。「排水施設維持管理業者登録制度構築の検討」	維持管理企業について、処理施設を維持管理する企業は一定規模の国内企業が多数あり長年維持管理を担っています。一方、排水施設の維持管理をする企業は東京・横浜など大都市では業として成り立っていますが、地方都市では業として成り立っていませんし企業数も少ないです。改正法の下で増加する排水施設の維持管理ニーズに適切に対応するためには、資格制度の活用や資機材の登録などにより、企業の育成並びに技術力の維持・向上を図るとともに、排水施設の維持管理企業の実態を把握し調達制度まで考えていく仕組みづくりが必要と考えます。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 (「下水道管路施設の維持管理を担う企業の育成や技術力の維持・向上を図るための仕組みの検討整理【制度構築】」を追加)
69	重点Ⅶ	大雨の時、よくテレビで下水道マンホールから水が噴き出ている画面が映し出されることがあります。これは、テレビ局の意図としては下水道が機能していないので本来は雨を受け入れるべき下水道マンホールから逆に水が噴き出している、というメッセージを伝えようとしています。しかし、実際は上流部を排水した結果起きている現象で下水道は持っている能力は機能しています。このことに対しては、国民への発信、という視点で正しいメッセージを出していただきたい。		原案通りとさせていただきます。 (個々について記載はないものの、引き続き下水道の効果について、よりわかりやすく伝えてまいります。)
70	重点Ⅶ	(2)住民への下水道の価値が伝わりやすい情報の発信 「防災の日」でのイベント	防災の日に合わせて、下水処理場にて住民参加の防災・避難訓練を実施する。その際に下水道の役割を説明することにより国民の下水道に対する認識を深める機会とする。	原案通りとさせていただきます。 (ご意見を参考とさせていただきます。今後の広報施策に取り組んでまいります。)
71	重点Ⅶ	下水道事業の効果により魚が戻ってきたというわかりやすいことを情報提供するためにも水循環基本法との関係をもっと出したほうが良いと考える。(河川との連携)	BODの数値ではわかりにくい。万人にもわかるように魚の数などの情報のほうが老若男女にもわかりやすくなる。	原案通りとさせていただきます。 (ご意見を参考とさせていただきます。引き続き下水道の効果について、よりわかりやすく伝えてまいります。)